

福生市立学校在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童・生徒数の減少を見据えた学校施設等における、望むべき教育の実現及び課題の解決という観点から、老朽化の進む福生市立学校（以下「市立学校」という。）の改築、再配置、公共施設との複合化等の在り方について検討を行うため、福生市立学校在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市立学校の教育内容及び教育環境に関すること。
- (2) 市立学校の改築に関すること。
- (3) 市立学校の再配置に関すること。
- (4) 市立学校と公共施設の複合化に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 市立学校の校長 2人以内
- (3) 市立学校のPTA関係者 1人
- (4) 福生市町会長協議会の代表者 1人
- (5) 福生市立学校運営協議会委員 4人以内
- (6) 市職員 2人
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に検討委員会への出席を依頼し、及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める基準に基づき支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集し、かつ、会議の議長となる。